

指導行政のポイント

学習指導要領の“改訂スケジュール”

菱村 幸彦

1月17日、文部科学省は、「義務教育の構造改革スケジュール」(以下「改革スケジュール」)を公表した。昨年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」の提言を具体化するための工程表である。

近く公表される改訂の方向

改革スケジュールは、答申が提示した4つの戦略目標ごとに、それぞれに対応する具体的施策を取り上げ、平成17年度から平成19年度までの制度改革のスケジュールを明らかにしている。

その全容については、文科省のホームページに掲載されている改革スケジュールをご覧いただくとして、ここでは学校関係者に最も関心の強い「学習指導要領の見直し」を取り上げてみよう。

学習指導要領の見直しについて、改革スケジュールは、次のように示している。

〔平成17年度〕中央教育審議会教育課程部会で専門的・具体的に検討

〔平成18年度・19年度〕学校教育法の見直しの状況等も踏まえつつ、学習指導要領を改訂

これだけでは、今後どのようなスケジュールで改訂が進むのか、必ずしも明らかではない。そこで、以下に、過去の教育課程改訂の経験等を参考にして、今後のスケジュールを吟味してみよう。

まず、学習指導要領の改訂の方向性である。学習指導要領の専門的・具体的検討は、教育課程部会で行われている。すなわち、教育課程部会では、平成16年3月から各教科等別の専門部会を設け、学習指導要領全体の見直しの検討を進め、平成17年2月には具体的な検討課題をまとめて審議を深めている。中教審としては、17年末にこれまでの審議を整理して公表するものと予想されていたが、三位一体改革の関連で義務教育費国庫負担制度の審議が優先され、

教育課程についての「審議の整理」の公表が遅れている。しかし、遅くとも、2月中旬には公表されるものと予想されるので、これが公表されれば、学習指導要領改訂の方向性はかなり明らかになるだろう。

新教育課程の実施は平成23年か

次に、タイムスケジュールである。この点について、改革スケジュールは、「学校教育法の見直しの状況等も踏まえつつ」、平成18年度・19年度に行うとしているが、これはどういう意味か。

昨年10月の中教審答申は、「義務教育9年間を見通した目標の明確化」を提言した。これを具体化するためには、学校教育法に定めている小学校および中学校の教育目標の改正が必要となる。学校教育法に定める教育目標は、学習指導要領に定める各教科等の目標と深くかかわるので、学習指導要領の改訂作業は、学校教育法の改正と切り離して行うわけにはいかない。それともうひとつ、改革スケジュールには掲げていないが、教育基本法の改正問題も学習指導要領と無関係ではあるまい。

こうした要素を考慮すると、学習指導要領の改訂が平成18年度でできるか、平成19年度までかかるかは不透明というわけだ。

仮に平成19年度改訂となると、その後のスケジュールは次のようになるものと考えられる。

〔平成20年度〕新教科書の編集

〔平成21年度〕新教科書の検定

〔平成22年度〕新教科書の採択

〔平成23年度〕新学習指導要領の実施

学習指導要領の改訂が平成18年度中に完了すれば、このスケジュール全体が1年繰り上がることになる。いずれにしても、新しい学習指導要領の実施までには、まだ時間がかかるようだ。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●最新刊 好評発売中！●

菱村幸彦【編】

A5判 230頁 2415円 教育開発研究所・刊

学校はどう変わるか！ 義務教育構造改革の内容を徹底整理・検証する！

『最新教育改革ここが知りたい 中教審答申と義務教育改革』